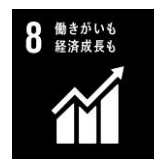




働き方改革、新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として 在宅勤務を试行します



ターゲット 8.3

令和2年4月16日

郡山市総務部

人事課

担当：宗方 成利

TEL：924-2041

SDGs ターゲット 8.3 「適切な雇用創出を支援する開発重視型の政策を促進する」

テレワークによる仕事と家庭生活の両立、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性活躍の推進、新型コロナウイルス感染症拡大の未然防止や行政機能の維持のため、在宅勤務を试行します。

- 1 试行期間 令和2年4月20日(月)から当分の間
- 2 対象職員
ア 仕事と子育て及び介護等の家庭生活との両立、ワークライフバランスの推進のため在宅勤務を行うことを希望する職員
イ 妊娠中の職員で在宅勤務を行うことを希望する職員
ウ 新型コロナウイルス等感染症拡大の未然防止のため在宅勤務を行うことを希望する職員
エ その他、人事課長が必要と認めた職員
- 3 在宅勤務の頻度 週3日以内(週2日以上は職場への出勤が必要)
- 4 在宅勤務可能端末数 46台

<在宅勤務とは>

市から貸与する端末機を用いて、自宅において、勤務するもの。通常自席で行っている電子メールでのやり取りや各種システムを使用した業務を自宅にて業務をすることができます。

在宅勤務は、テレワークによる働き方改革の一環として、職員一人一人のライフステージに合った多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の未然防止を実現するものであります。